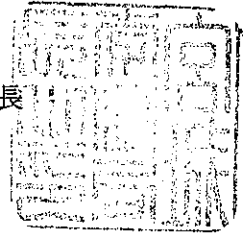


関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長



第 13 次労働災害防止推進計画の計画期間後半の第三次産業における
労働災害防止対策の推進について（協力要請）

～「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施～

第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、宮城労働局では、平成 30 年度から令和 4 年度を計画期間とする第 13 次労働災害防止推進計画（以下、「13 次防」という。）を策定し、全産業の休業 4 日以上の労働災害発生件数を平成 29 年の件数と比較してそれぞれ 5 % 以上減少させるほか、第三次産業の中で労働災害発生件数の多い社会福祉施設及び小売業もそれぞれ 5 % 以上減少させるとの目標を掲げ、重点的な取組を行っているところです。

しかしながら、令和 2 年の全産業における休業 4 日以上の労働災害による死傷者数（令和 3 年 2 月末時点の速報値）は、平成 29 年の件数と比較して 1.4 % の減少に留まっており、13 次防の目標達成には、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。その一因として、平成 29 年と比較して社会福祉施設は 33.3 % 増、小売業は 2.4 % 増など高年齢労働者の就労促進などを背景とした第三次産業における労働災害の増加傾向があげられます。

このため、厚生労働省では、第三次産業の労働災害防止対策として、平成 28 年度から「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（別添 1、リーフレット参照）を実施し、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動の推進を図ってまいりましたが、本年度からは、労働災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（別添 2、実施要綱参照）と名前を変え、引き続き、第三次産業の労働災害の減少を図るため、中央労働災害防止協会とともに本推進運動の積極的な展開を図ることとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、上記推進運動について御了知いただくとともに、趣旨を御理解の上、関係者への周知等について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

厚生労働省ホームページ：安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

担当 労働基準部健康安全課 武田、阿部 電話 022-299-8839
